「改訂25版　建設業の許可の手びき」追補

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、平成30年３月15日に「建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（国土交通省告示第435号）」が告示され、平成30年４月１日から施行されます。

これに基づき、追補を作成いたしましたので、ご活用ください。

改正後	改正前
41頁～47頁 **表３　営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧** ①～⑦に差替えてください。	**41頁～45頁** **表３　営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧**
258頁～265頁 **別表㈡　有資格コード一覧〔一般建設業〕** ⑧～⑮に差替えてください。	**258頁～263頁** **別表㈡　有資格コード一覧〔一般建設業〕**
266頁～273頁 **別表㈢　有資格コード一覧〔特定建設業〕** ⑯～㉓に差替えてください。	**264頁～270頁** **別表㈢　有資格コード一覧〔特定建設業〕**
336頁の後に㉕～㉗を追加 ○建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件	〔新規〕

表３　営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等
○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等
（※）特定建設業の営業専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

特定建設業指定７業種

資格区分			建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	１級建設機械施工技士			◎				◎								◎																◎※1
	２級建設機械施工技士（第１種～第６種）			○				○								○																○※1
	１級土木施工管理技士			◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎※2
	２級土木施工管理技士	種別	土木	○				○	○					○		○	○												○			○※2
			鋼構造物塗装																	○												
			薬液注入					○																								○※1
	１級建築施工管理技士				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎				◎※2
	２級建築施工管理技士	種別	建築		○																											○※2
			躯体			○		○					○	○	○																	○※2
			仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○				
	１級電気工事施工管理技士										◎																					
	２級電気工事施工管理技士										○																					
	１級管工事施工管理技士											◎																				
	２級管工事施工管理技士											○																				
	１級電気通信工事施工管理技士																								◎							
	２級電気通信工事施工管理技士																								○							
	１級造園施工管理技士																									◎						
	２級造園施工管理技士																									○						

資格区分	建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法（建築士試験）	１級建築士		◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	２級建築士		○	○				○			○									○										
	木造建築士			○																										
技術士法（技術士試験）	技術部門　「選択科目」																													
	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）	◎				◎			◎					◎	◎									◎						◎※2
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎						◎※2
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				◎																								◎※1
	電気電子・総合技術監理（電気電子）								◎														◎							
	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																				◎									
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									◎											◎									
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）									◎																	◎			
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									◎															◎		◎			
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				◎									◎															◎※1
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							◎						
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				◎																		◎						◎※1
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）									◎																				
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									◎																	◎			
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									◎																	◎		◎	
電気工事士法（電気工事士試験）	第１種電気工事士							○																						
	第２種電気工事士　【３年】							○																						
電気事業法（電気主任技術者国家試験等）	電気主任技術者（第１種～第３種）　【５年】							○																						

②

資格区分	建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気通信事業法（電気通信主任技術者試験）	電気通信主任技術者　【5年】																						○							
水道法（給水装置工事主任技術者試験）	給水装置工事主任技術者　【1年】									○																				
消防法（消防設備士試験）	甲種　消防設備士																											○		
	乙種　消防設備士																											○		
職業能力開発促進法（技能検定）※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	（検定職種）																													
	建築大工			○																										
	型枠施工			○		○																								○※1
	左　官				○																									
	とび・とび工					○																								○※3
	コンクリート圧送施工					○																								○※1
	ウェルポイント施工					○																								○※1
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									○																				
	給排水衛生設備配管									○																				
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																				
	建築板金「ダクト板金作業」							○		○						○														
	タイル張り・タイル張り工										○																			
	築炉・築炉工・れんが積み										○																			
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																			
	石工・石材施工・石積み						○																							
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○																		
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○																	

③

資格区分	建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 (技能検定) ※等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上。	工場板金															○														
	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)							○								○														
	板金・板金工・打出し板金															○														
	かわらぶき・スレート施工							○																						
	ガラス施工																○													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																	○												
	建築塗装・建築塗装工																	○												
	金属塗装・金属塗装工																	○												
	噴霧塗装																	○												
	路面標示施工																	○												
	畳製作・畳工																			○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○										
	熱絶縁施工																					○								
	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																									○				
	造　　園																							○						
	防水施工																		○											
	さ く 井																								○					
その他	地すべり防止工事（注２）　【１年】					○																			○					○注2
	基礎ぐい工事（注３）					○																								
	建築設備士（注４）　【１年】								○	○																				
	計　　装（注５）　【１年】								○	○																				
	解体工事（注６）																													○

④

資格区分		建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	基幹技能者（注7）	種目																													
		登録電気工事基幹技能者								○														○							
		登録橋梁基幹技能者					○						○																		
		登録造園基幹技能者																							○						
		登録コンクリート圧送基幹技能者					○																								
		登録防水基幹技能者																		○											
		登録トンネル基幹技能者					○																								
		登録建設塗装基幹技能者																	○												
		登録左官基幹技能者				○																									
		登録機械土工基幹技能者					○																								
		登録海上起重基幹技能者														○															
		登録ＰＣ基幹技能者					○							○																	
		登録鉄筋基幹技能者												○																	
		登録圧接基幹技能者												○																	
		登録型枠基幹技能者			○																										
		登録配管基幹技能者									○																				
		登録鳶・土工基幹技能者					○																								
		登録切断穿孔基幹技能者					○																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																			○										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○				
		登録エクステリア基幹技能者					○	○				○																			
		登録建築板金基幹技能者							○								○														
		登録外壁仕上基幹技能者				○													○	○											

資格区分			建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			登録ダクト基幹技能者									○																				
			登録保温保冷基幹技能者																					○								
			登録グラウト基幹技能者					○																								
			登録冷凍空調基幹技能者									○																				
			登録運動施設基幹技能者					○								○										○						
			登録基礎工基幹技能者					○																								
			登録タイル張り基幹技能者										○																			
			登録標識・路面標示基幹技能者					○												○												
			登録消火設備基幹技能者																											○		
			登録建築大工基幹技能者			○																										
			登録硝子工事基幹技能者																○													

備考

・資格区分右端の【　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　解体工事業の欄に記載の注記（※印）については以下のとおり。

※１：経過措置として平成28年６月１日時点において現にとび・土工工事の技術者に該当する場合は、平成33年３月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。

※２：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する１年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、※１と同様の取扱いとなります（２級建築施工管理技士（建築）については、平成28年６月１日時点において現にとび・土工工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません）。
［登録解体工事講習とは‥解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。］

※３：２級合格者のうち、平成28年６月１日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、※１と同様の取扱いとなります。

（注２）　地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

（注３）　基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一

⑥

般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

（注４） 建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

（注５） 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う１級の計装士技術審査が該当します。

（注６） 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

（注７） 建設業法施行規則第18条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年４月１日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

⑦

別　表　㈡　有資格コード一覧〔一般建設業〕

（注）「１」…法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「４」…法第７条第２号ロ該当（10年以上の実務経験）

「７」…法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）

		コード	資格区分			建設業の種類																										
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		０１	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		０２	法第７条第２号　ロ　該当（10年の実務経験）			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	合格証明書	１１	１級建設機械施工技士			7				7								7																
		１Ａ	１級建設機械施工技士（附則第４条該当）			7				7								7																7
		１２	２級建設機械施工技士（第１種～第６種）			7				7								7																
		１Ｂ	２級建設機械施工技士（第１種～第６種）（附則第４条該当）			7				7								7																7
		１３	１級土木施工管理技士			7				7	7				7		7	7	7			7									7			7
		１Ｃ	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）			7				7	7				7		7	7	7			7									7			7
		１４	２級土木施工管理技士	種別	土木	7				7	7				7		7	7	7												7			7
		１Ｄ			土木（附則第４条該当）	7				7	7				7		7	7	7												7			7
		１５			鋼構造物塗装																	7												
		１６			薬液注入					7																								
		１Ｅ			薬液注入（附則第４条該当）					7																								7
		２０	１級建築施工管理技士				7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7				7				7
		２Ａ	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7				7				7

		コード	資格区分			建設業の種類																									
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		21	2級建築施工管理技士	種別	建築		7																										7
		22			躯体			7		7					7	7	7																7
		2B			躯体（附則第4条該当）			7		7					7	7	7																7
		23			仕上げ			7	7		7	7			7					7	7	7	7	7		7				7				
		27	1級電気工事施工管理技士										7																					
		28	2級電気工事施工管理技士										7																					
		29	1級管工事施工管理技士											7																				
		30	2級管工事施工管理技士											7																				
		31	1級電気通信工事施工管理技士																							7								
		32	2級電気通信工事施工管理技士																							7								
		33	1級造園施工管理技士																								7							
		34	2級造園施工管理技士																								7							
建築士法	免許証	37	1級建築士				7	7				7			7	7								7										
		38	2級建築士				7	7				7			7									7										
		39	木造建築士					7																										
		41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）			7				7			7					7	7									7						7
		4A	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（附則第4条該当）			7				7			7					7	7									7						7
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）			7				7			7			7		7	7									7						7
		4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）（附則第4条該当）			7				7			7			7		7	7									7						7
		43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			7				7																								

		コード	資格区分	建設業の種類																									
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
技術士法	登録証	４Ｃ	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第４条該当）	7				7																								7
		４４	電気電子・総合技術監理（電気電子）								7														7							
		４５	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																				7									
		４６	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7											7									
		４７	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）									7																	7			
		４８	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7															7		7			
		４９	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7															
		４Ｄ	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）	7				7									7															7
		５０	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7						
		５１	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7						
		５Ａ	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）	7				7																		7						7
		５２	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）									7																				
		５３	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																	7			
		５４	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																	7		7	
電気工事士法	免状	５５	第１種電気工事士								7																					
		５６	第２種電気工事士　【３年】								7																					

		コード	資格区分	建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気事業法	免状	５８	電気主任技術者（第１種～第３種）【５年】								7																					
電気通信事業法	資格者証	５９	電気通信主任技術者【５年】																						7							
水道法	免状	６５	給水装置工事主任技術者【１年】									7																				
消防法	免状	６８	甲種消防設備士																											7		
		６９	乙種消防設備士																											7		
職業能力開発促進法	合格証書	７１	建築大工			7																										
		６４	型枠施工			7		7																								
		６Ｂ	型枠施工（附則第４条該当）			7		7																								7
		７２	左官				7																									
		５７	とび・とび工					7																								7
		５Ｂ	とび・とび工（附則第４条該当）					7																								7
		７３	コンクリート圧送施工					7																								
		７Ａ	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					7																								7
		６６	ウェルポイント施工					7																								
		６Ｃ	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					7																								7
		７４	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									7																				
		７５	給排水衛生設備配管									7																				
		７６	配管（注１）・配管工									7																				
		７０	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
		７７	タイル張り・タイル張り工										7																			
		７８	築炉・築炉工・れんが積み										7																			

⑫

※等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上。

コード	資格区分	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																			
８０	石工・石材施工・石積み						7																							
８１	鉄工（注２）・製罐（ボイラー）											7																		
８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												7																	
８３	工場板金															7														
８４	板金・建築板金・板金工（注４）							7								7														
８５	板金・板金工・打出し板金															7														
８６	かわらぶき・スレート施工							7																						
８７	ガラス施工																7													
８８	塗装（注６）・木工塗装・木工塗装工																	7												
８９	建築塗装・建築塗装工																	7												
９０	金属塗装・金属塗装工																	7												
９１	噴霧塗装																	7												
６７	路面標示施工																	7												
９２	畳製作・畳工																			7										
９３	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
９４	熱絶縁施工																					7								
９５	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
９６	造園																							7						
９７	防水施工																		7											

コード	資格区分			建設業の種類																									
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
９８	さく井																										7					
６１	地すべり防止工事　【１年】							7																			7					
６Ａ	地すべり防止工事（附則第４条該当）　【１年】							7																			7					7
４０	基礎ぐい工事							7																								
６２	建築設備士　【１年】										7	7																				
６３	計装　【１年】										7	7																				
６０	解体工事																															7
３６	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者								7														7							
			登録橋梁基幹技能者					7						7																		
			登録造園基幹技能者																							7						
			登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
			登録防水基幹技能者																		7											
			登録トンネル基幹技能者					7																								
			登録建設塗装基幹技能者																	7												
			登録左官基幹技能者				7																									
			登録機械土工基幹技能者					7																								
			登録海上起重基幹技能者														7															
			登録ＰＣ基幹技能者					7							7																	
			登録鉄筋基幹技能者												7																	
			登録圧接基幹技能者												7																	
			登録型枠基幹技能者			7																										
			登録配管基幹技能者									7																				

⑭

	コード	資格区分			建設業の種類																										
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				登録鳶・土工基幹技能者					7																								
				登録切断穿孔基幹技能者					7																								
				登録内装仕上工事基幹技能者																		7										
				登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																								7				
				登録エクステリア基幹技能者					7	7			7																				
				登録建築板金基幹技能者							7								7														
				登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
				登録ダクト基幹技能者									7																				
				登録保温保冷基幹技能者																					7								
				登録グラウト基幹技能者					7																								
				登録冷凍空調基幹技能者									7																				
				登録運動施設基幹技能者					7								7										7						
				登録基礎工基幹技能者					7																								
				登録タイル張り基幹技能者										7																			
				登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
				登録消火設備基幹技能者																										7		
				登録建築大工基幹技能者			7																										
				登録硝子工事基幹技能者																7													
その　他	９９	その他（上記に該当するものを除く）			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）　鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
（注５）　木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）　塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

別　表　㈢　有資格コード一覧〔特定建設業〕

（注）「２」…法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）

「３」…法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「５」…法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当（10年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）

「６」…法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「８」…法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）

「９」…法第15条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
０１	法第７条第２号　イ　該当			2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
０２	法第７条第２号　ロ　該当			5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
０３	法第15条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3		3										3						
０４	法第15条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
１１	１級建設機械施工技士	9				9								9																
１Ａ	１級建設機械施工技士（附則第４条該当）	9				9								9																9
１２	２級建設機械施工技士（第１種～第６種）					8																								
１Ｂ	２級建設機械施工技士（第１種～第６種）（附則第４条該当）					8																								8

		コード	資格区分			建設業の種類																									
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建設業法（技術検定）	合格証明書	１３	１級土木施工管理技士			9				9	9					9		9	9			9									9			9
		１Ｃ	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）			9				9	9					9		9	9			9									9			9
		１４	２級土木施工管理技士	種別	土木					8	8								8												8			8
		１Ｄ			土木（附則第４条該当）					8	8								8												8			8
		１５			鋼構造物塗装																	8												
		１６			薬液注入					8																								
		１Ｅ			薬液注入（附則第４条該当）					8																								8
		２０	１級建築施工管理技士				9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9		9				9				9
		２Ａ	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9		9				9				9
		２１	２級建築施工管理技士	種別	建築																													8
		２２			躯体			8		8					8		8																	8
		２Ｂ			躯体（附則第４条該当）			8		8					8		8																	8
		２３			仕上げ			8	8		8	8			8					8	8	8	8	8		8				8				
		２７	１級電気工事施工管理技士										9																					
		２８	２級電気工事施工管理技士																															
		２９	１級管工事施工管理技士											9																				
		３０	２級管工事施工管理技士																															
		３１	１級電気通信工事施工管理技士																							9								
		３２	２級電気通信工事施工管理技士																							8								
		３３	１級造園施工管理技士																									9						

		コード	資格区分	建設業の種類																									
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		３４	２級造園施工管理技士																													
建築士法	免許証	３７	１級建築士		9	9				9			9	9								9										
		３８	２級建築士			8				8			8									8										
		３９	木造建築士			8																										
技術士法	登録証	４１	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）	9				9			9					9	9									9						9
		４Ａ	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（「鋼構造及びコンクリート」を除く）（附則第４条該当）	9				9			9					9	9									9						9
		４２	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）	9				9			9			9		9	9									9						9
		４Ｂ	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）（附則第４条該当）	9				9			9			9		9	9									9						9
		４３	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
		４Ｃ	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第４条該当）	9				9																								9
		４４	電気電子・総合技術監理（電気電子）								9													9								
		４５	機械（「流体工学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（「流体工学」「熱工学」を除く）																				9									
		４６	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9											9									
		４７	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（「上水道及び工業用水道」を除く）									9																	9			
		４８	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9															9		9			
		４９	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9															

⑱

		コード	資格区分	建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		４Ｄ	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）	9				9									9															9
		５０	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9						
		５１	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9						
		５Ａ	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）	9				9																		9						9
		５２	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（「水質管理」「廃棄物管理を除く」）									9																				
		５３	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																	9			
		５４	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																	9		9	
電気工事士法	免状	５５	第１種電気工事士																													
		５６	第２種電気工事士　【３年】																													
電気事業法	免状	５８	電気主任技術者（第１種～第３種）　【５年】																													
電気通信事業法	資格者証	５９	電気通信主任技術者　【５年】																						8							
水　道　法	免状	６５	給水装置工事主任技術者　【１年】																													
消　防　法	免状	６８	甲種消防設備士																											8		
		６９	乙種消防設備士																											8		
		７１	建築大工			8																										
		６４	型枠施工			8		8																								
		６Ｂ	型枠施工（附則第４条該当）			8		8																								8
		７２	左官				8																									
		５７	とび・とび工					8																								8

		コード	資格区分	建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	合格証書	５Ｂ	とび・とび工（附則第４条該当）					8																								8
		７３	コンクリート圧送施工					8																								
		７Ａ	コンクリート圧送施工（附則第４条該当）					8																								8
		６６	ウェルポイント施工					8																								
		６Ｃ	ウェルポイント施工（附則第４条該当）					8																								8
		７４	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																													
		７５	給排水衛生設備配管																													
		７６	配管（注１）・配管工																													
		７０	建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
		７７	タイル張り・タイル張り工										8																			
		７８	築炉・築炉工・れんが積み										8																			
		７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
		８０	石工・石材施工・石積み						8																							
		８１	鉄工（注２）・製罐（せいかん）																													
		８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												8																	
		８３	工場板金															8														
		８４	板金・建築板金・板金工（注４）							8								8														
		８５	板金・板金工・打出し板金															8														
		８６	かわらぶき・スレート施工							8																						
		８７	ガラス施工																8													
		８８	塗装（注６）・木工塗装・木工塗装工																	8												

	コード	資格区分	建設業の種類																										
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
※等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上。	８９	建築塗装・建築塗装工																	8												
	９０	金属塗装・金属塗装工																	8												
	９１	噴霧塗装																	8												
	６７	路面標示施工																	8												
	９２	畳製作・畳工																			8										
	９３	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
	９４	熱絶縁施工																					8								
	９５	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	９６	造園																													
	９７	防水施工																		8											
	９８	さく井																								8					
	６１	地すべり防止工事　【１年】					8																			8					
	６Ａ	地すべり防止工事（附則第４条該当）　【１年】					8																			8					8
	４０	基礎ぐい工事					8																								
	６２	建築設備士　【１年】																													
	６３	計装　【１年】																													
	６０	解体工事																													8
	３６	基幹技能者　種目　登録電気工事基幹技能者																						8							
		基幹技能者　種目　登録橋梁基幹技能者					8																								
		基幹技能者　種目　登録造園基幹技能者																													

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																								
	登録防水基幹技能者																		8											
	登録トンネル基幹技能者					8																								
	登録建設塗装基幹技能者																	8												
	登録左官基幹技能者				8																									
	登録機械土工基幹技能者					8																								
	登録海上起重基幹技能者														8															
	登録 PC 基幹技能者					8							8																	
	登録鉄筋基幹技能者												8																	
	登録圧接基幹技能者												8																	
	登録型枠基幹技能者			8																										
	登録配管基幹技能者																													
	登録鳶・土工基幹技能者					8																								
	登録切断穿孔基幹技能者					8																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
	登録建築板金基幹技能者							8								8														
	登録外壁仕上基幹技能者				8													8	8											
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																					8								
	登録グラウト基幹技能者					8																								

	コード	資格区分			建設業の種類																											
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				登録冷凍空調基幹技能者																													
				登録運動施設基幹技能者					8																								
				登録基礎工基幹技能者					8																								
				登録タイル張り基幹技能者										8																			
				登録標識・路面標示基幹技能者					8												8												
				登録消火設備基幹技能者																											8		
				登録建築大工基幹技能者			8																										
				登録硝子工事基幹技能者																8													
その　他	９９	その他（上記に該当するものを除く）					8	8	8	8	8			8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8

備考

㉓ ・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。建築板金とするものにあっては、選択科目を「内外装板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（注６）　塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

○建建設業法施行規則第７条の３第３号の規定に基づき国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件

（平成30年３月15日
国土交通省告示第435号）

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第７条の３第３号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

許可を受けようとする建設業が次の表の上〔左〕欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下〔右〕欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上〔左〕欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業	1　登録型枠基幹技能者 2　登録建築大工基幹技能者
左官工事業	1　登録左官基幹技能者 2　登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	1　登録橋梁基幹技能者 2　登録コンクリート圧送基幹技能者 3　登録トンネル基幹技能者 4　登録機械土工基幹技能者 5　登録PC基幹技能者 6　登録鳶・土工基幹技能者 7　登録切断穿孔基幹技能者

	8　登録エクステリア基幹技能者 9　登録グラウト基幹技能者 10　登録運動施設基幹技能者 11　登録基礎工基幹技能者 12　登録標識・路面標示基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	1　登録配管基幹技能者 2　登録ダクト基幹技能者 3　登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロツク工事業	1　登録エクステリア基幹技能者 2　登録タイル張り基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	1　登録ＰＣ基幹技能者 2　登録鉄筋基幹技能者 3　登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゆんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	1　登録建設塗装基幹技能者 2　登録外壁仕上基幹技能者 3　登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	1　登録防水基幹技能者 2　登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者

熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	１　登録造園基幹技能者 ２　登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

附　則

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

２　この告示の施行前に、本則の表の下〔右〕欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

３　本則の表の下〔右〕欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上〔左〕欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上〔左〕欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。